

# 吸収分割に関する事後開示書面

2024年1月5日

株式会社プロジェクトホールディングス  
株式会社プロジェクトカンパニー

2024年1月5日

東京都港区麻布台一丁目3番1号  
株式会社プロジェクトホールディングス  
代表取締役 土井 悠之介

東京都港区麻布台一丁目3番1号  
株式会社プロジェクトカンパニー  
代表取締役 土井 悠之介

## 吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面)

(承継会社：会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

株式会社プロジェクトホールディングス(旧社名：株式会社プロジェクトカンパニー)(以下、「分割会社」といいます。)及び株式会社プロジェクトカンパニー(旧社名：株式会社プロジェクトカンパニー準備会社)(以下、「承継会社」といいます。)は、分割会社と承継会社との間で締結した2023年8月14日付吸収分割契約書に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、分割会社がデジタルトランスフォーメーション事業(以下、「本件事業」といいます。)に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、以下の通りです。

### 記

- 本件吸収分割が効力を生じた日  
2024年1月1日
- 分割会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
  - 吸収分割の差止請求(会社法第784条の2)  
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

本件吸収分割においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権が存在しないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社に承継する債務について、重畳的債務引受を行いますので、分割会社の債権者は、本件吸収分割の効力発生日以降も分割会社に対して債務の履行を請求することができます。したがって、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 承継会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求（会社法第 796 条の 2）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、2023 年 8 月 28 日付で官報公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には知っている債権者は存在しないため、承継会社は、知っている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 1 月 1 日をもって、分割会社から、デジタルトランスフォーメーション事業に関する権利義務の一部を承継しました。

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日

2024 年 1 月 9 日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）  
該当事項はありません。

以上